

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第22号
2023/1/12

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti.ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



6月最終弁論・結審へ



中央に中島孝さんと芦田譲先生

明けましておめでとうございます。6年超となった私たちの裁判は今年、判決を迎えることが確実となりました。何としても勝訴したいと思います。

思い起こせば、昨年3月に府内裁判長が病で倒れ6月に着任した武智舞子裁判長のもと、全く新たな裁判体で審理が急ピッチで進められてきました。2回のプレゼンテーション（7月14日、9月22日）そして2回の証人尋問（10月20日、11月24日）を行いました。原告弁護団は本当に全身全霊で私たちの期待に応えるべく努力されました。その結果、3月上旬の進行協議を経て6月に最終弁論の日程が設定されることになりました。

山場を越えた！尋問で四電を圧倒

証人尋問では反対尋問が最大の見せ場であり、10月20日の芦田先生に対する四電側の尋問については四電は芦田先生を攻めあぐね、‘あしだにあしらわれた（芦田先生にあしらわれた）’のです。

そして11月24日では四電側証人の大野氏は徳田弁護士の尋問にまともに答える事が出来ず、しどろもどろになる場面が多々見られました。終盤ではあの温厚な徳田弁護士が大野証人を激しく問い詰めました。尋問全体の印象は、わたしたち原告側に軍配が上がったと思えます。

“原発回帰”は許さない！

大島堅一さん講演会

大分市コンパルホール 400号室 (4F)

2月4日（土）

13:30 受付 14:00～16:30

参加費 前売り・予約 500円（当日 700円）

※電話、メール予約可

「311いのちのわ」さよなら原発おいたのイベント

戦争の標的にされる“原発”

昨年2月に突如としてロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。ロシア軍はあのチェルノブイリ原発やザポリージャ原発を攻撃し、全世界を恐怖に陥れています。戦場で原発は最大の標的になることが明らかになりました。伊方原発が大分県の対岸にあることはわたしたちの命と暮らしをおびやかすとしてもない存在です。

聞く耳を持たない原発回帰政策

福島原発の被害は事故から12年目に至った今日も未解決のままです。いまだに溶け落ちた核燃料デブリをとりだす目途は全くたっていません。多くの避難者が全国にいます。避難者の存在など無視するかのようには原発の建て替えや新增設、老朽原発の期限なし最大限利用が認められようとしています。悪夢のような政策を岸田政権は打ち出してきました。私たち市民、住民の声を“聞く耳”は一体どこへ行ったのでしょうか。

最終弁論日程について

6月第2または第3木曜日

大分地裁大法廷 14時～

日程調整中（次号でお知らせします）

10:00～11:05 中島孝生業訴訟原告団長

11:15～12:15 芦田譲京大名誉教授

(昼食休憩)

17:10～18:00 報告会、記者会見 アートプラザ研修室

* 13:45～からの休憩時、隣の公園（知事官舎跡）で馬奈木弁護士（生業訴訟）のお話を伺った（P7）

13:15～13:45 芦田譲京大名誉教授

14:45～16:15 //

16:25～17:00 //

緊迫した6時間の長丁場！



松本文六共同代表・芦田譲京大名誉教授・徳田靖之弁護士

第一回目の尋問を終えて

弁護士 徳田靖之

中島孝さんから、東日本大震災で福島第1原発が破綻したあと福島の人たちがどういう苦しみの中を生きてきたのか、なおかつそれがいつまで続くのかわからないという状況を、非常に具体的な事実に基づいて理路整然とお話をしていただきました。お話の最後に、伊方原発が破綻するようなことが起これば、例えば佐賀関の関あじや関さばをはじめとして農業や漁業や文化といったものが破壊されるのだということを明確に示してくれました。

その後、芦田名誉教授には「伊方原発のどこが弱点なのか」を詳細に、そして、四国電力は何をごまかそうとしているのか、ということを明らかにしていただきました。

裁判所における今回のような専門家証言の場合には、「反対尋問」が成功するかどうかが非常に大きいのです。今回、反対尋問は四電側が全くポイントがとれないままに、いわば“芦田先生にあしらわれる”（あしだにあしらわれる！）という場面が多くて、まるで失点がないという、私もなかなかこういう経験はありません。

私たちが想定していた以上に、今回は伊方原発の弱点が科学的に明らかになったと感じます。何よりも今日私が感じたのは、いかにも科学的に“自分たちは伊方原発の安全性をこれほどの詳細な調査をして安全性を検討してきました”と言っていたのですが、そこで出しているデータは専門家の目から見ると全然正しいデータになっていないんだ、ということです。

例えば海上調査で100メートル先までしか調査してないですね。その上で、そこから先は“調整する”と言うのですが、芦田先生に言わせると“ゼロにいくら掛けてもゼロだ”と。彼らが言うのは「100メートルまでのデータがあります。そこでこのデータに基づいて100メートル先まで推測することができます。」そう言われると、そうかなと思うのですが、100メートルしかデータがないのだとしたら、そのあとを推測するのでなくて、100メートルよりも先まで測れるような音源を使えばいいのです。

最初から1000メートルくらい届くような音源でやればいいのに、それをやらない。やっているのかも知れないのです。いやなデータが出ているから、これをブーマーで100メートルまでをデータとして出してきて、という可能性もあるのです。“やればいいのに、やらない”そういうところが明らかになっています。

さらに驚いたのは、四国電力は「伊方原発周辺では微小地震しか起こっていない」ということを堂々と言っているのです。「伊方原発周辺では地震の起こる可能性はない」として審査会に示している。デタラメです。芦田先生が集めてくださった気象庁のデータでは、四電が報告しなかった3年間に4回以上もマグニチュード3以上の地震がある。中にはM4.4の地震もある。さらに、彼らが「全くありませんでした」と言っていた間にも何回もM3以上の地震が起こっている。これはデータを意図的に隠匿したことはないのか。こういうものを出して「伊方原発周辺には微小地震しか起こっていませんので、将来的にも地震が起こる可能性はない」と堂々と、科学的な根拠があるような装いをしながらするところに電力会社の特徴がある。それを、芦田先生が専門的な立場で明らかにされたのです。

芦田先生のお話（尋問にのぞんで）

（前段 略）被告の質問によく耐えたな！（拍手）

いま原子力規制庁がどういうふうに関の調査をせよと言っているのか。“最新の技術で調べなさい”と言っているのです。もう一つは、三次元調査を



やるべきだけでも、“地質が均質で水平ならば三次元調査をしなくていい”と言っているのです。だから私は「それに沿って調査しなさい」と言っているのです。

最新の技術とは何かと言えば三次元探査ではないですか。例えて言ってみれば二次元探査はレントゲンみたいなものです。三次元探査はCT スキャン、MRI ですよ。それがもう 50 年程前から石油探査では当たり前なんです。エッソとかモービルがものすごい金だしてやっているのです。それが最新であることを四電は理解していない。色々な大学や研究機関が調査やっているとやっているが、あんなのは調査じゃないです。

いっぱい測線を出して、これでやっているというのだが、あの中で四国電力がやったのは 7～8 本しかないのです。原発のほうに向かって 9 本、横 1 本です。それで三次元的なデータがとれるんだろうか。それが一つですね。きちんと調査をしないで、地下が水平だとか均一だとか何でわかるんですか。だから三次元探査をやらなきゃダメだ、というのが私の主張だったのです。

今日四国電力が困ったのは、私は今まで伊方で発生した地震を、気象協会のデータで全部洗い出したのです。そうしたら中央構造線は原発に沿った、すぐ近くにある断層ですね。そこで地震がずっと起きているのです。最大はマグニチュード 4.4 ですね。

これを四国電力は「何も地震は起こっていない」という。データを規制委員会に出して、なぜ規制委員会がそれを認めるのか。そんなデータは伊予灘地震でグーグルで調べたらすぐ出てきます。四電はそれに対して「ない」とおっしゃる。これはどうしてそうなのか、理解できないです。

それでむこう（四電側）も御用学者みたいな（私が全員知っているひとですが）これをどう思いますか、と聞く。そんなの俺に聞くことじゃない、私の言っていたことに対して質問すればいいじゃないか。

四電側に都合のいい人の論文とか意見書を出して、「あんだ、これをどう思うか」と聞いてくる。

それで、「何を言っているんだ」！
これも被告の質問によく耐えました。

中島孝さんの尋問を終えて

弁護士 楠本敏行

中島さんと初めてお会いしたのは、10月19日午後、尋問期日の前日です。それまでの陳述書作成と尋問打合せは、もっぱらメールのやり取りでした。私の準備のとりかかりは、遅かったのですが、てきぱきとメールに



返信を頂いて、なんとか直前に準備が間に合ったという感じです。

中島さんとの最初の打ち合わせでは、中島さんは、現時点の政府の帰還推進策や保障の打ち切り、汚染水の海洋排水でさらなる被害が広がることへの怒りが強く、現在の東電、国に対する批判が前面に出ていました。

しかし、「私たちは、原発事故がいかに甚大で回復不能な被害を発生させるのか、個人的体験と、生業訴訟原告団長として見聞きしたことを話してほしい。そのような被害を繰り返してはいけないということを、裁判官にわかってほしいのだ。」、と伝えると、一晩のうちに、尋問事項案に対する予定回答を、大幅に書き換えて、実際の尋問では、具体的な被害体験と周囲の状況を分かりやすく語っていただきました。

鮮魚ストアの経営者らしく、関アジ、関サバ、瀬戸内海の幸などにも、しいたけ、かぼすなどの大分の農産物にも触れて、2度と事故を繰り返してはいけないと、訴えていただきました。

中島さんは、自営の鮮魚ストアがあるので、尋問が終わると早々に帰路に着かれましたが、前日の懇親の食事の際には、はからずも原発事故を体験して、生業訴訟の原告団長となり、日本各地の人たちと交流するという貴重な体験をすることになった、人生どう転ぶかわからないという趣旨のことを話されていたのが印象的でした。

中島さんの滞在中に、関アジ、関サバを食べていただけなかったことが残念です。いつか、そのような機会を作れば、できれば勝利集会の時に、と思います。



芦田先生の尋問を終えて

弁護士 田中良太

「ああ、すいません。芦田ですけど。」

今年の夏は、この言葉で始まる電話が度々かかってきた。京都のイントネーション、しっかりとした元気なお声だ。

芦田先生は京都大学名誉教授で三次元地下構造探査の権威。伊方原発をはじめとする全国原発について、敷地及びその周辺の調査が杜撰であると憂い、精力的に問題点の指摘と詳細な調査を行うよう活動されてきた方でもある。裁判の会として、是非とも芦田先生に尋問のご協力をお願いしたかった。

そこで、広島高裁異議審のプレゼン前日に弁護団の佐藤団員と一緒に邪魔してご挨拶し、今年の2月には徳田団長も加わって京都でお話をうかがった。

それまで芦田先生の主張は、意見書や論文等で拝見していたものの、「理解することは極めて困難」という印象を抱いていた。しかし、お会いしてお話すると、ウィットに富んだ語り口のおかげで「理解することは困難」

程度に落ち着いた。

その後、原告団・応援団のご協力をいただきながら、芦田先生には講演会の講師をしていただき、また Zoom 会議を重ね、裁判官に理解してもらうための尋問を作成することに注力する日々が続いた。冒頭で述べたとおり、芦田先生からも何度もお電話をいただき、その度に有益なアドバイスやご指摘をいただいた。

芦田先生は、今までの裁判手続では、プレゼン形式でご自身の主張を説明されていた。裁判官相手に講義をするようなもので、先生にとってはお手の物である。大分裁判で実施した尋問形式は初めての経験だった。そのため、若干の緊張感を覚えておられたように見えたが、私たちは「芦田先生に単に説明していただく。」のではなく、「専門家である芦田先生に素人が分かるまで質問する。」という形式にこだわった。そこで、ご無理を言っ

て尋問形式で実現された。

実際の尋問の評価は皆さんに委ねたいものの、反対尋問で四電側の代理人の質問を一蹴する姿を見たならば、自ずと評価は定まらるだろうと思う。私からは「やりたことは全てやった。」とだけ申し上げたい。

芦田先生は、尋問後も変わらずご協力をいただいている。ご年齢を理由に様々な役職を少しずつ退いておられると伺ったが、「原発問題だけはやる。」と強い信念をお持ちいただいている。

なお、京都訪問で最後に伺ったお話は「僕はアサヒビールしか飲まない！」というお話だった。いずれ勝訴祝いに先生とアサヒビールで乾杯したいと思う。

証人尋問

11 月 24 日報告会より

11:00 ~ 12:05 中山田さつき原告団共同代表
主尋問
反対尋問 なし
13:30 ~ 14:30 大野裕記（被告四電役員）主尋問

14:45 ~ 16:15 反対尋問（徳田弁護士による）
16:25 ~ 17:00 再主尋問等
17:10 ~ 18:00 報告会・記者会見アートプラザ研修室



中山田原告団共同代表と徳田弁護士

四電大野証人の反対尋問を終えて

弁護士 徳田靖之

今日私たちが言いたかったのは、新しい規制基準の中で「三次元調査で調べなければいけない」と書いてあるのに、四国電力がそれをやっていないことを明らかにすることが第1でした。

それについては、今日、「成層が均質」ということを

言っていたのですが、南北方向、海のほうに向かって「水平だけど、均質でない」ということを今日認めたのです。

だから規制基準に照らして三次元調査をしなければいけないのですが、それに対してどうしたかという、「我々が問題にするのは基準地震動を作成する上で影響がないかどうか、ということであって、“影響がない”と考えれば別に三次元調査をしなくていい」という独自の解釈を行ったというふうに…

電力会社というのは、国が色んな基準を作っても、勝手にそういう解釈をして「しなくてもいい」というふうに独自の解釈をする。規制委員会の法律を作った人たちは厳格に「今度作った基準はこういう事だから」というふうにやろうとしているんです。

そのときに規制基準を作った人たちじゃない人たちの審査は、まさに電力会社の言いなりで、三次元地下調査をしていないのにパスさせている。これが今日、第一に明らかになったと思います。

そしてもうひとつははっきりさせたいと思ったのは、佐田岬半島の伊方原発がある沖合 600m に活断層がある、ということをや元愛媛大学長小松正幸先生が言っている。

「その可能性があるので詳細な三次元調査をしなきゃいけない」というのが、小松先生そして芦田先生が“近傍に活断層があるかないかがわかる”という主張。

この問題が一番焦点になっているのは、広島高裁が、政府の地震調査本部が出した中央構造線長期評価（第2版）のなかで「佐田岬半島北岸部については、調査は行われていない」というふうに言い切っているわけです。それに基づいて、今日は「（四電は調査を）やっていない」ということを、こちらとしては認めさせた。

彼らは「（活断層が）ないことは確認してもらっている」、（徳田）「書類の中に確認してもらっている、のじゃないじゃないか」ということで今日は言い合いになりました。

（徳田）「確認してもらった」というのはいつやったのか、（大野）「記憶にはっきりしない」。

（四電の）弁護士が「そんな質問は不相当だ」と言い出したので、つい、私がムキになった…。

大きな問題はその2つです。

緊張した証人尋問という体験

原告団共同代表 中山田さつき

「原告本人への証人尋問」として証言席に立ちました。佐藤弁護士と打ち合わせた上で証人尋問に臨んだのですが、メモなど一切無しという状態で質問に答えるという尋問のやり方に戸惑いました。難しい質問ではなく、普段の私の暮らし、福島を訪ねた時に見たり聞いたりしたことを中心に話すことだったのですが、終わってみると、あれもこれも言い忘れたことが多々あり、翌日は自己嫌悪で反省するばかりでした。専門家証言ではないので全く難しくもなんともなかったはずなのですが……。

伊方原発で過酷事故が起こり放射能汚染に見舞われたとき、私は何を奪われるのか、裁判官に具体的に思い描いてもらうことが狙いでした。国東半島の山里での稲作やシイタケ栽培の仕事、豊富な山菜や田畑からの産物、薪のある暮らし、地域のコミュニティのなかでの穏やかな人間関係など、私にとって大切に豊かな暮らしの在り様を答えました。

そして、福島を訪問した時に見聞きした現実は、そのままそっくり私の暮らしにおいても同様の被害が起きると実感するものだったことは伝えられたかと思います。

「原告・中山田さつきの人格権」はこういうものだと、具体性を持って、裁判官に伝わってほしいです。10月20日の中島孝さんの証言は福島原発事故で奪われた暮らしが具体性を持って浮かび上がりました。何万

人、何十万人という数字の多さだけでは、被害を具体的に想像できません。裁判官が判決に臨む際のベースに被害の深刻さを具体的に想像することがあってほしいと思います。大分裁判の569名の原告それぞれの決して奪われてはならない人格権に思いを馳せてほしいです。

提訴から丸6年が過ぎました。証人尋問が終わっていいよ最終局面を迎えつつあります。

この意義ある裁判に参加できていることを幸せに思います。



中山田さんの尋問を振り返って

弁護士 佐藤 朗

中山田さつきさん（原告団共同代表）の尋問を担当した佐藤です。尋問の裏話をすこしお話しします。

いざ大田村へ

尋問期日が決まると、次になすべきことは尋問準備です。尋問には制限時間がありますので、法廷で何を話すか、どの順番で話すかなどを前もって決めておかなければなりません。

9月半ばのことでした。原告団と弁護団の会議が終わり、帰り支度をしながら、中山田さんの尋問準備をどうしようかなどと話していると、突如、田中良太弁護士から「尋問の打合せを中山田さんのご自宅で行しましょう！」との提案がありました。尋問の打合せは、通常法律事務所で行うのですが、百聞は一見に如かずということで、ご自宅がある大田に足を運んで、中山田さんの生活ぶりを実感しようということになりました。

この選択が、結果的に大正解となりました。山に囲まれた田畑、ため池の静かな水面、シイタケの原木が並ぶ裏山、遠くまで広がる青空— 弁護士3名（楠本、田中、佐藤）と司法修習生1名で実際にその景色を見て、尋問のイメージが膨らんでいくのを感じました。中山田さんにも事前に話したいことを文章にまとめてもらっていたのですが、あの景色を実際にこの目で見ていなければ、そこに込められたメッセージを十分に受けとめることはできなかったと思います。日常とは異なる時間の流れの中に身を置いたようで、私自身にとっても貴重な経験となりました。倒木だらけの狭い旧道でつけた車のキズも今となってはいい思い出です。

何にもないように見えて、何でもあるところなんです

質問事項が作成できたら、次にやるべきことはリハー

サルです。実際に証人尋問の様子をご覧になった方は分かると思いますが、尋問では、メモなどの記録を持ち込むことはできません。証人は、聞かれたこと対し、記憶に基づいて話さなければならないのです。いろいろな機会でお話をされている中山田さんですが、証人尋問の経験は初めてとのことで、前日の電話での打合せでも「お父さんと練習したけど、難しい」「うまく話せなかったらどうしよう」などと、すこしプレッシャーを感じているようでした。

そこで、私も想定問答集の質問を修正して、中山田さんが何を話せばよいか迷わないように、質問事項を細かく設定し直して、本番に臨むことにしました。

本番は、皆さんがご覧になったとおり、あの弱気発言はいったい何だったのかと思うほどに、見事にお話しされて、時間が足りないほどでした。大田での生活、福島での出来事、大分裁判にかけの思いなどを話してもらいましたが、中山田さんの熱い思いが法廷にいた全員に伝わったと思います。尋問の終わりには、田中弁護士から補充の質問がありました。その際、田中弁護士は大田のことを「何もない村だになって思うんです」と評していましたが、あの発言は、実際に大田に足を運んだからこそ確信を持って言えたわけで、聞いていて隣でニヤリとしてしまいました。その後になされた中山田さんの回答が、確信どおりのものであったことは言うまでもありません。

尋問終了後には「中山田さんの話、とてもよかった」といった声を多く聞くことができ、尋問担当者としても嬉しい限りでした。

2期日にわたる証人尋問を通して、法廷の空気は全員で作るものだというのを改めて学びました。中山田さん、傍聴席にいた皆さん、お疲れさまでした。

大野証人反対尋問を傍聴して

事務局 池松清



四電の主張を大野証人が先ず行ったのだが、傍聴人には映像なしで音声のみの説明である。専門用語と「図〇〇の△△の線について…」とくるので、とうてい理解できない。最初は傍聴人に知ってもらうことに対する裁判所の責務のなさに怒りを覚えた。現在の技術水準なら少しの費用で手元の図面を壁のプロジェクターに映させるくらいできるだろうなどと思っているうちに眠くなってしまった。とはいえ、原告と被告が相互に矛盾する地質学、火山学、地震学の学説を差し出して、こちらが正しいと主張をされる裁判官も大変な苦勞だろう。裁判

官が法律以外の専門分野について造詣が深いことを期待することは無理というものだ。

”正しさ”がくせもの

自分が詳しく知らない事柄で是非の判断を求められて決定を避けられないとしたら、どうすれば正しい判断ができるのであろうか。ここでいう正しさが曲者で、現行の法解釈で明らかに間違いでないことと一般の生活者の正しさに大幅な違いがあることは、福島第一原発から放出された放射能についての東電の無主物論に良く表れている。ガソリンをこぼしてしまい、それが隣家に流れたところに引火して家が焼け落ちてしまったとして、ガソリンは勝手に流れたもので炎も勝手に走ったもので俺の手を離れた出来事だから俺には責任はないと言うような論理である。四電側はこの社会に生きている普通の人がとうてい認めることができず、より普遍的な規範にも反する前述に類する主張ができる。だからこそ我々に出される判決は法的な正しさだけでなく倫理的な規範にも適ったものであって欲しい。

ダイヤ（真実）をがれきに埋め込む論法

さて、大野証人の反対尋問であるが、事前に何を聞か検討し項目作りまで終わらせて用意周到であった。私は、大野証人が証人台で言ったことに対しのみ尋問できて、何を聞くかはいくつかの検討事項の中で当たった項目を選んで質すものとばかり思っていた。ところが徳田弁護士は事前の検討項目に従って順番に質問をしていく。大野証人はそんなことを言ったかな？と疑問が生じたが、後刻確かめたところ相手方が文書で主張している部分については質問できるとのことである。むろん証人が主張していないことも質問できるのだが、芦田さんのときには「それは私が言ったことではない。他人が言ったことについては答える立場にない。」というようなやり取りが何回かあったので、証言台での証言と裁判過程で提出される文書による主張とは別扱いになると解釈していた。思い返せば、芦田さんのときも四電側弁護士が「甲何号証の〇〇ページの××について…」と言っていて、私の考え違いであった。反対尋問の範囲が広範にわたったところから、四電の主張のうちかなりの部分について大野証人が関与していたことが分かった。彼は専門用語と枝葉末節の事項を多数取り上げ三次元調査と三次元的(二次元調査による推計)の意図的な混同をするなど、ダイヤモンド(真実)も瓦礫(核心でない事実+都合の良い事実)に埋めてしまえば見つからない論法をとったように思われた。

福島「生業訴訟」の再構築について 馬奈木厳太郎 (生業訴訟弁護団事務局長)

10月20日午後 ゆうえんかん広場(元知事公舎)にて

(文責 大原洋子)

福島「生業訴訟」は、国の責任を追及することが最大の眼目で、1陣、2陣の原告計5,500名。6月17日に出た第1陣の最高裁判決は「国の責任は認めない」という、とても受け入れられないもの。仮定に仮定を重ね、当時の行政・電力会社の運用について何の検討も検証もないままで、最高裁の「脳内シミュレーション」に過ぎない。ただ、判決の半分以上を占める三浦裁判官の反対意



ゆうえんかん広場での馬奈木弁護士のお話

見は、樋口裁判官の「国富論」に匹敵するか、あれ以上の格調高いもの。最高裁のHPで判決文をぜひごらんいただきたい。

福岡等、全国30の被害救済を求める集団訴訟のうち、「生業訴訟」は、事故当時の地に居住の方と避難した方が同じ一つの原告団になっている唯一の訴訟。しかし、そんなに簡単な話ではない。「分断」は国や東電が上手で、いろんな被害をなぜか全部お金の話に矮小化しており、結果として分断が出てくる。それによって被害者の感情がバラバラになったり、対立感情が出てくることもある。私たちは、それを何としても乗り越えたかった。

きょう中島さんは主に漁業の話をされたが、さらに畜産では、流通に乗せられないがエサをずっと与え続けねばならないし、排泄物は産業廃棄物になる。その損害はいろいろ証拠を出さないと全く受け付けない。農家は「風評被害」という言葉を絶対言わない。

先般、原発を続ける、新設するという話がにわかに出て、ますます国は責任を負わない方向に流れてきている。太平洋戦争のときと同じ。ただ違うのは、私たちは一人一人が「主権者」だということ。伊方原発はもちろん、原発の問題に限らず、いろんな問題が地続きでつながっ

福島生業(なりわい)訴訟とは

311福島原発事故による損害賠償を求めて、全国で30以上の同種の裁判が行われており、原告総数は合わせると約12,000人。そのうち約4割にあたる原告が生業(なりわい)訴訟の原告である。

生業訴訟の特徴は福島県59市町村全部に原告が存在し福島県内滞在者・県外避難者ともに原告として一緒にやってきたこと等である。

2013年に提訴し地裁、高裁で勝訴。そして最高裁は21年3月2日に東電の責任を認めたものの、6月17日に「国の責任なし」とした。およそあり得ない結論である。

ていく。最高裁判決後に追加提訴で500名近い方が原告になった。判決を受け入れられないという声がこれだけ大きいのだろう。大分でも500名を超える方が声を上げているのは、声を上げた時点で半分は勝ったようなもので、紙切れの判決を超えたはるかに大きな意味がある。

何かあっても調べないことで隠し、被害を相対化し、軽く見せる。避難者の数を調べなかった。初期被ばくも調べなかった。健康調査を県内の18歳未満の甲状腺だけに絞った。被害者が声を上げないところでは被害はないことにされるから、声を上げることがとても大事だ。

汚染水については、福島の人からすれば、1回目の事故は自分たちは被害者で責任がないかもしれない。だが、何もしないで汚染水を海に流せば、共犯者、加害者の側に回るかもしれない。この課題、選択を福島の人たちだけに背負わせていいのか。むしろ全国の人たちが「当事者」じゃないか。

他の公害と違い、10年間は「来てください」と言えなかったが、機会があればぜひ福島を訪れ、大分での「語りべ」さんになってほしい。(以上)

印象的だったのは「分断」と「福島をその目で見て語りべに」という箇所。今や、ご出身の久留米弁より福島弁のほうが堪能と言われるぐらい、福島にかかわり続けておられる馬奈木弁護士。『ニュース』18、19号で2021年8月のオンラインでの熱意あるお話を再読した。あの当時は、「国の責任なし」という呆れた最高裁判決も、だまし討ちのような原発回帰も表明されていなかったが、通っている背骨は同じく真っすぐで太い。皆さんにも改めて読み返していただきたい。

伊方原発廃炉・上関原発計画を許さない 愛媛、大分、山口共闘会議参加報告

伊方原発をとめる大分裁判の会事務局長 森山賢太郎

☆第12回総会で大分地裁の取り組みを報告

大分県平和運動センターの要請で、12月18日（日）松山市で開催された3県（愛媛、大分、山口）の総会に参加させていただき、私たち大分地裁の裁判について短時間ですが、報告をすることができました。伊方原発を止めるために4カ所で裁判が続けられていますが、大分地裁で最初に本裁判の判決が出そうだ、ということを報告しました。経緯について参加された皆様に理解をしてもらったと思います。



（愛媛県知事あての要請書を手渡す越智勇二愛媛県平和運動センター議長および大野真二大分県平和運動センター議長）
愛媛県庁 22.12.19

原発1号機の設置許可申請書には“中央構造線”という言葉は出てこないこと ③2号機の裁判中、1990年頃に岡村真高知大教授が「中央構造線は活断層である」ことを発表。などの貴重なお話を聞くことができました。

なお、松山地裁の裁判は第6次追加提訴（原告88名）を行うと共に、まもなく証人尋問のステージにはいるということです。

☆愛媛県への要請行動に参加

翌日、12月19日（月）11時に愛媛県庁内で3県共闘会議として愛媛県知事に申し入れを行い、担当者に対する約1時間少々の交渉に参加させていただきました。要求項目の「2 三次元探査を行うこと」については、私もその必要性（県民の命と暮らしを守るため）を主張させていただきました。

☆講演 薦田伸夫弁護士（愛媛訴訟弁護団長）

約1時間のお話の、ごく一部を紹介させていただきます。①伊方町に立地するまでに四国内3カ所の候補があり、激しい反対運動が起きたために伊方では原発施設であることを伏せて用地買収を行ったこと ②秘密裏に土地を買って、強引に原発を立てたということで、伊方

資料：

中村時広知事へ申し入れた項目

伊方原発3号機の再稼働中止と廃炉を求める申し入れ
（前文 略）

記

- 1 過小評価の基準地震動の見直しを四国電力に求めること
- 2 佐田岬半島の海陸部での三次元物理探査を行うことを四国電力に求めること
- 3 使用済み核燃料の保管について、住民に十二分に説明することを四国電力に求めること
- 4 保安規定の不適合事案の検証結果を示すこと
- 5 重大事故時における避難経路の徹底的な検証と課

題を明らかにして対策を講ずること

6 伊方原発3号機の再稼働を中止し、廃炉を四国電力に求めること

7 日本製鋼所が製造した部材が使用されているかについて、早急に四国電力に調査をさせるとともに、その対策を講ずること

8 国においては原発の運転期間の見直しや新增設・リプレース（立て替え）を検討しており、このことは福島第一原発事故の悲劇を忘却していると言わざるを得ない。愛媛県としてどのように受け止めているのか見解を示すこと

聞く耳持たず、原発政策の大転換 GXって何だ？

あれよあれよと“原発回帰”になって行った。この間、わずか4ヶ月間のマスコミ報道をピックアップ。

☆ 22年8月25日 毎日新聞より

「電力需給逼迫という足下の危機克服のため、今年の冬のみならず今後数年間を見据えて、あらゆる施策を総動員する」8月24日GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で岸田文雄首相は強調した」

突然の方向転換乱暴 大島堅一氏

「東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、長期・安定政権を築いた安倍晋三政権でさえ原発の新增設には言及してこなかった。岸田文雄首相の今回の発言は政府にとって極めて重大な方針転換となる。」

☆ 8月26日 朝日新聞社説より

「この会議は、原発を推進する産業界や電力会社の幹部も加わり、議論は非公開だ。従来のエネルギー基本計画の有識者会議が公開で議論しているのに比べ、多様性、透明性に乏しい。国民生活に深く関わる政策の基本路線をこの場で転換しようというのは、不適切だ。」

☆ 9月23日 朝日新聞より

原子力の政策変更 経産省で審議開始

「9月22日経産省で開かれたのは「総合エネルギー調査会」の傘下にある「原子力小委員会」。学識経験者や消費団体の関係者など21人で、原子力や電力業界の3人は専門委員という位置づけだ。原発に懐疑的な姿勢を示す委員は数人しかいない。議論されるのは

- ①. 原子力規制委員会の主な審査を終えた7基の再稼働の加速
- ②. 次世代型の原子炉を念頭に、原発の新增設・リプレースの検討
- ③. 運転期間の延長の検討
- ④. 所用済み核燃料の再処理・廃炉・最終処分プロセス加速化

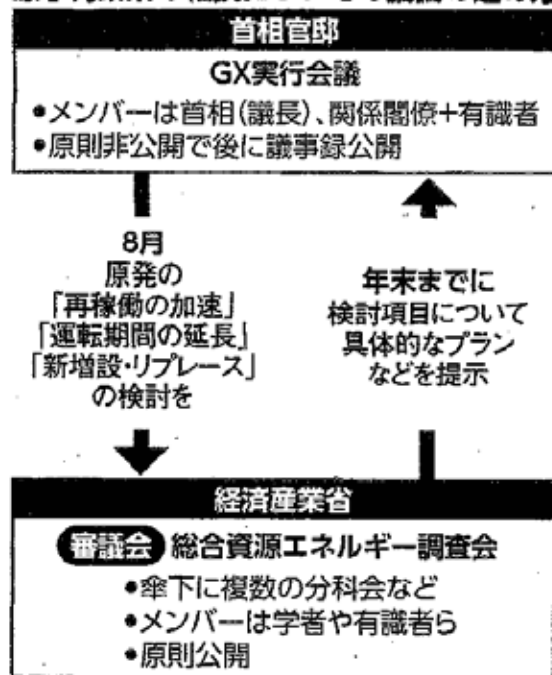
の4項目についての具体策だ。」

☆ 10月6日 産経新聞より

原発「60年超」対応検討 規制委、エネ庁から聴取

「原子力規制委員会は5日、最長60年と規定されている原発の運転期間の延長に関する政府方針を受け、法整備を含めた規制委側の対応方針を検討することを決めた。」

原子力政策の転換についての議論の進め方



☆ 11月29日 大分合同新聞より

原発回帰へ埋まる外堀

「ムラ」で議論、国民に問わず

「経済産業省は28日、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会を開き、原発活用策の方向性をまとめた行動計画案を提示した。『原則40年、最長60年』としてきた運転期間は、再稼働に向けた審査対応などで停止した期間を除外し、60年を超える運転延長を可能にする。次世代型原発の開発・建設は、まずは廃炉が決まった原発の立て替えを対象に進めるとした。」

☆ 12月16日 毎日新聞社説より

復興税の防衛費転用 被災地軽視のご都合主義

「防衛費増額の財源として、岸田文雄首相が表明した1兆円規模の増税を巡り、閣僚や自民党幹部から反発が相次いでいる。」



大阪地裁 2022年12月20日

☆ 12月21日 大分合同新聞より

美浜原発の運転を容認

大阪地裁 稼働40年で初判断

「運転期間が40年を超えて国内で唯一稼働している関西電力美浜原発3号機（福井県美浜町）は老朽化が進み安全性に問題があるとして、約80％の県内の福井、滋賀、京都の3府県の住民9人が関電に運転の停止を求めた仮処分で、大阪地裁は20日、住民側の申し立てを却下し、差し止めを認めない決定を下した。美浜3号機の老朽化対策や安全性に問題はないと判断した。住民側は不服として即時抗告も検討する。」

☆ 12月22日 朝日新聞より

規制委 60年超審査の検討先送り

「原発の運転期間が延長される方針を受け、原子力規制委員会が21日、新たな安全規制ルールの骨子案を了承した。運転期間30年から10年ごとに安全審査をする内容。経済産業省の案では現在認められていない60年超の運転が可能になるが、60年超に向けた審査手法は改めて検討する。2011年の東京電力福島第一原発事故を教訓に決められたルールが変わることになる。」

☆ 12月22日 朝日新聞より

委員長の指示前に運転期間延長を検討か

「原発の運転期間の延長について、原子力規制委員会の事務局・原子力規制庁が、山中伸介委員長から『指示』を受ける前に、経済産業省と情報共有して法改正に向けた検討を始めていた疑いがあることがわかった。NPO法人・原子力資料情報室が21日、8月に規制庁で作成されたとする内部資料を公表した。」

岸田政権の原発政策転換

東京電力福島第一原発事故

事故後の原発政策					
最長60年	原則40年	運転期間は	代替は想定せず	新増設は立て	原発を低依存度

政策転換					
行動計画面案					
年超可能な	除外し60年	停止期間を	建て替え	代型原発に	廃炉を次世
					中長期的に

☆ 12月23日 毎日新聞より

次世代・既存原発活用 脱炭素化で政策転換

政府基本方針

「政府は22日、2050年の脱炭素化社会の実現に向けた政府の基本方針を取りまとめた。脱炭素化とエネルギーの安定供給を目的に、次世代原発の開発とリプレイス（立て替え）の推進や、既存原発の60年超の運転を認める方針を明記。」

脱炭素の取り組みを促すため、二酸化炭素（CO2）排出に応じて企業にコスト負担を求める『カーボンプライシング（CP）』を23年度から段階的に導入する。脱炭素政策の本格的な導入に合わせ、原子力政策を大きく転換する。意見公募を経て、2月の閣議決定を目指す。」

☆ 12月28日 毎日新聞より

規制庁 7回事前面談 原発延長巡りエネ庁と

「原子力規制委員会の事務局の原子力規制庁は27日、原発の運転期間を延長する制度改正を巡り、規制委の正式な検討開始前の7～9月に、経済産業省資源エネルギー庁との面談を計7回実施していたと発表した。電話でのやりとりも約30回あった。規制庁の黒川陽一総務課長は『独立性の点で問題はなかった』と説明した。NPO法人・原子力資料情報室が『規制と推進を分離する福島第一原発事故後の原則に反する』と指摘。これを受け規制庁が内部調査した。」

廃炉とは何か

岩波ブックレット No1066

廃炉とは何か

もう一つの核廃絶に向けて

尾松 亮

模の負の遺産の後始末という
人類の生活圏をかけた闘い
 私たちの意志が問われている

地址：南京 422 路十號

「感染症と差別」 徳田靖之著

福島甲状腺がん多発 被ばく原因はもはや隠せない

耕文社

1,000 円 + 税

福島甲状腺がん多発

被ばく原因はもはや隠せない

UNSC EAR 2020
レポート批判

福島原発事故による甲狀腺腫瘍の
発生を抑制するために必要な



10.23 伊方原発ゲート前集会報告

さわやかな秋晴れのもと、伊方町の伊方原発ゲート前に大分県から松本原告団共同代表ら6名が参加しました。昨年は2021年12月2日の“再稼働強行”直前の緊迫した集会でしたが、今年は私たちの原発再稼働反対の意志をあらためて皆で確認し、意志固めする集会となりました。四国各県をはじめ山口県上関原発反対のメンバーなど約60名が集まりました。

テーマソングとなっている「ふるさは原発を許さない」池田年宏さんの歌で大いに盛り上がり、松本さんが大分県代表で挨拶し、中山田さんが総務課長に申入書(1.3号機を廃炉に 2.核廃棄物を止めおかないこと)を読み上げ、手渡しました。課長は各参加団体の申入書を受け取り終わるや、コメントもせず逃げるように構内に帰っていきました。



今年は“避難経路の検証”が集会のテーマでした。私たちは帰路、車の離合の難しいクネクネ道を車で下り、海沿いの部落を訪れました。小さな入り江に家々がへばりつくようにあり、昼頃でしたがあまり人の気配はありません。この小さな入り江に大きな船が接岸することは不可能であり、沖合に自衛隊の大きな船をとめ、そこまでは部落ごとに小舟を出して大船に乗り移る避難計画。地震、津波の襲ってきた状態でそんなことができるとは到底思えません。(自衛隊の船がやってくるのに最低10時間はかかるそうです！)

事務局メモ

◆「原発のコスト」(大島堅一著 岩波新書)を読んだ。

原子力発電にかかるコストを分析し「安い」どころか「とんでもなく高くつく」ことをとても解りやすく書いてくれている。コストには①発電コスト②政策コスト③環境コスト④処理・処分コストがあるが、国や事業者が示すコストは①のみで「安い」としているのではないかと。実は②～④のコストはほとんどが税金でまかなわれていて、その巨額のコストが算入されていない、と喝破する。放射能が人体に与える影響や、災害が起きた時の補償の範囲など、現実の法整備の必要性などにも言及。

この著者が2月には、大分裁判の会の要請で講演会をしてくれる。こんな機会は2度とないだろう。岸田内閣の原発政策の大転換お意味するところを明確に解き明かし、私たちの展望についても示していただけたと思う。

脇元 憲明

◆今回の22号は編集に苦慮しました。何しろ裁判のやり取りは膨大な内容でした。そのためにプレゼンテーション(7月、9月)の内容は紹介できませんが、HPにUPしています。証人尋問のやり取りについては、担当された弁護士、証言された方々の感想をまとめる内容になりました。隔靴搔痒(かっかそうよう)の感がありますが、雰囲気を感じていただけたらと思います。

森山賢太郎

◆お詫び 「2021年度収支報告書」を別刷りで同封しています。裁判ニュース21号の8ページに挿入してください。編集のミスをお詫びします。

311 いのちのわ 集いと脱原発スタンディング

日時 3月11日(土) 10時～15時半

入場無料 小雨決行

会場 大分市若草公園

主催 311 いのちのわさよなら原発おおい実行委員会

ーわたしにつながる いのちのためにー

わたしからつながるいのちのためにー

12年経ても3.11は終わっていません。福島事故を国は忘れたのでしょうか。私たちはこの国の将来のために、子どもたちの未来のために忘れることはできません。

- ・ゼロ・ウェイストマルシェ…自然食品のお店
- ・ふろしきフリマ
- ・歌、ステージ、クイズなど
- ・13:30～14:00 集会
- ・スタンディング JR大分駅北口など数カ所
- 黙とう 14:46 会場にて
- ・「伊方原発をとめる大分裁判の会」の交流テント
- …気楽にお立ち寄りください